

O-21

著作権処理システムの実装と考察*

橋 武士 岡野 正見 福田 富美男 山田 洋一[†]

NTT コムウェア株式会社[‡]

1. はじめに

マルチメディアコンテンツ（以下コンテンツ）のインターネット上での流通が注目されている。しかし、コンテンツの流通に関して、著作権に関わる二つの大きな問題が顕在化している。一つは不正コピー等に見られる著作権保護の問題であり、もう一つは円滑な著作権処理に関する問題である。

本報告は、著作権処理の問題に焦点を当て、問題の具体的内容とその要因を明らかにし、それらの解決策を示す。さらにその解決策に基づいて著作権処理の自動化を目指したシステムである著作権クリアランスシステムの実装について述べ、最後にその考察を述べる。

2. 背景

コンテンツの再配布や再利用といった形で他者のコンテンツを何らかの方法で利用する場合、元のコンテンツの制作に携わった著作権者（以下権利者）から許諾を得る必要がある。その際には 1) 全ての著作権者の調査 2) 各著作権者との交渉 3) 契約手続きのプロセスが必要となる。この一連のプロセスを権利処理と言い、許諾を受けた者を権利利用者（以下利用者）と言う（図 1）。

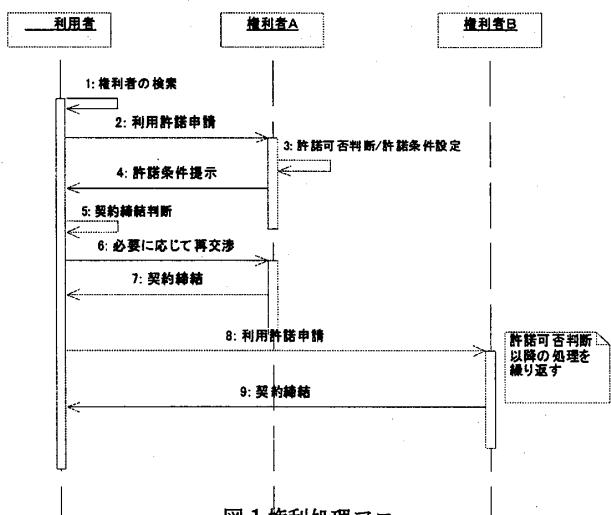


図 1 権利処理フロー

現在の権利処理には次のような権利処理のそれぞれの段階において以下のような問題が指摘されている。

1. 多種多様なコンテンツの利用形態が存在し、それぞれの利用形態に応じて許諾取得が必要となる権利（支分権）が異なる。さらに一つのコンテンツに対する著作権者の集中管理ができていない場合が多く、必要な権利とその権利者の調査が困難である。
2. 必要となるすべての権利の権利者と権利の許諾契約を締結する必要があり、それぞれ個別に交渉を進め

なければならない。また、許諾料金等の権利者が提示する条件も利用形態や利用条件などによって変化し、交渉妥結まで煩雑である。

3. 契約手続きは権利者ごとに異なりさらに文書による契約がほとんどであるため、手続きに時間を要する。

以上のような問題のため、権利処理に伴う作業が煩雑になり、インターネット上でのコンテンツ流通を阻害する要因の一つになっている。また、今後のネット社会の発展によって一般消費者による権利処理の必要性が高まると予想され、簡易な権利処理が求められている。

3. 問題の解決案

前節で示した問題の原因は以下のように整理することができる。

1. コンテンツとその権利者、その権利者が持つ権利の管理を統一的に行っていない
2. すべての権利者を統括する代表者や窓口が存在しないため、利用者は権利者個々に契約を行わなければならぬ
3. 利用の可否の判断や許諾料金の算出を交渉のたびに人手によって算出している
4. 契約書の電子化が進んでいない

本報告ではこれらの問題に対して以下に示す方法でその解決を図った。

1.の問題: コンテンツに対するユニークな ID を付与し、共通的な著作権管理の枠組みを規定することで、コンテンツとその権利者を探索する手法をコンテンツ ID フォーラムが提案している[1], [2]。本報告ではコンテンツ ID フォーラムの仕様に基づいた著作権管理システムであるコンテンツ ID 管理センタとのインターフェースを持ち、権利者の検索に用いる。

2.の問題: 利用者からの契約処理を受け付ける機能を設け、窓口を一本化する。さらにこの際に利用形態や利用条件をシステムに通知し、権利者との交渉を代行させる。これにより利用者と各権利者とのインテラクションが発生することを防ぐことができる。

3.の問題: 権利者の代行を行う機能を設ける。この機能はコンテンツごとにコンテンツ利用可否判断及び許諾料金算出のプログラムを内包しており、利用要求のたびにこのプログラムが実行される。そして、コンテンツ利用の可否判断及び、利用可能である場合の許諾料金算出を行う。許諾料金の算出には、プログラムが利用の条件を引数として取るため、利用に応じた料金の設定が可能となる。

4.の問題: 契約書を電子化し、契約に際しては電子署名を付与することで、契約の正当性を確認する。また、システム内に契約書管理機構を設置し、契約書の管理を行うことで、実際にコンテンツが利用された後での係争発生時にも対応できるようにする。

* A Implementation and consideration of a copyright clearance system

† Takeshi Tate, Masami Okano, Fumio Fukuda, Youichi Yamada
‡ NTT COMWARE CORPORATION

4. 著作権処理システム

前節の解決策を実装した著作権処理システム（著作権クリアランスシステム）について述べる。実装時に考慮した点を以下に挙げる。

- 契約書のフォーマットに XML を採用：契約書は特定のアプリケーションに依存させるべきではないことから汎用のフォーマットである XML を採用した。
- 各機能間のインターフェースとして Web サービスを採用：各機能の運用形態として、それぞれに独立した企業や団体による運用ができるように、システム間の関係を疎し、かつインターネット経由での利用可能にするためシステム間インターフェースとして Web サービスを採用した。
- 基本機能と業界個別部分の分離：メディアごとの特性や商習慣によって契約処理手順や方法が異なる。本システムでは従来の処理方法を阻害することができないように、契約処理機能は基本的な契約機能を持つライブラリとして実装した。業界個別の処理はそのライブラリを呼び出すプログラムで実装する方式とすることで業界間の差分の吸収を図った。

図 2 にシステムの概要を示す。

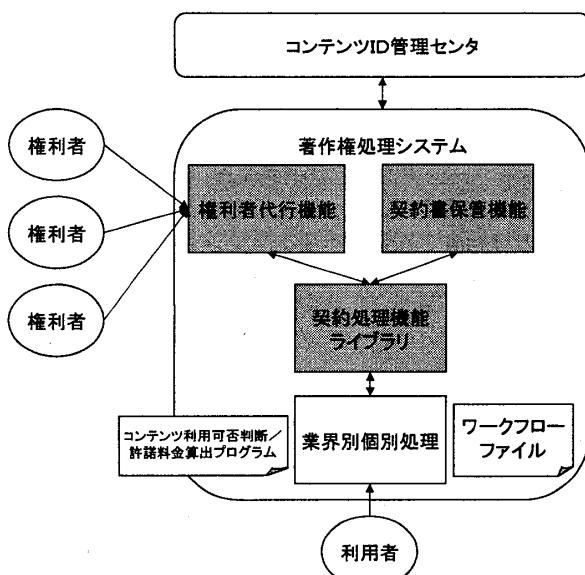


図 2 著作権処理システム概要

次に本システムによる権利処理の手順を示す。

- 権利者がコンテンツ ID 管理センタにコンテンツ及び著作権情報を、許諾料金算出プログラムを権利者代行機能に登録する
- 利用者が契約処理機能にコンテンツの利用を申請後に、契約処理機能がコンテンツ ID 管理センタに該当コンテンツの必要となる権利の権利者情報を検索する
- 契約処理機能が権利者代行機能に該当権利者の許諾条件を問い合わせる
- 契約処理機能が契約書を作成し、権利者代行機能、利用者のそれぞれに電子署名を付与させる

- 契約書保管機能に署名付き契約書を送付し、契約書を保管する

5. 考察

このシステムによって、利用者、権利者それぞれに対して次のようなメリットが確認できた。

- 利用者**：従来必要であった著作権に関する専門知識、業界とのコネクションを必要とすることなく、利用者が契約締結することが可能であり、かつ一連の処理をワンストップで行うことができる。
- 権利者**：事前に著作権処理代行機能に対して、コンテンツ利用可否判断／許諾料金算出プログラムを登録することで、権利処理ごとに処理を行う必要はない。

また、本システムを現状の著作権処理に適用する際に、課題となる点を挙げる。

- 本システムの権利者の代行機能は、利用者を区別することなく一律に許諾料金などの条件を提示している。しかし、実際の権利処理においては、利用者によってコンテンツを利用させない、あるいは許諾料金の減免などが行われる場合がある。このように利用者という人を条件とした判断することができない、条件判定時にユーザ ID をパラメータとして判断させることも可能であるが、その適用範囲は限定的である。
- マルチメディアコンテンツの場合には、コンテンツの二次利用が容易であるため、この場合の権利処理の需要が高まると予想される。しかし、コンテンツの二次利用の許諾は、一次コンテンツの権利者が二次利用コンテンツ内において自分のコンテンツがどのように利用されているかを権利者自身がコンテンツを見て判定している。この部分は権利者の感性に依存する部分であるのでシステム化が難しい。システムとしては権利者の判断をどのように支援するかが課題となる。例えば、権利者、利用者間のネゴシエーション機能の追加などが挙げられる。

6. まとめ

本報告では従来人手に頼っていた著作権の権利処理の問題点を明らかにし、その解決策の提言を行った。そしてその解決策に基づいた著作権処理システムの実装について述べた。このシステムにおいてコンテンツの一次利用時の許諾処理については、概ねその目的を達成できたと判断している。しかし、二次利用などの人の感性や立場などの考慮が必要な権利処理については、課題が残ることを示した。

参考文献

- [1] コンテンツ ID フォーラム：“cIDf Specification 1.1 日本語版”，<http://www.cidf.org>
- [2] 植武士、山田洋一：“Web サービスによるマルチメディアコンテンツ著作権の流通”，第 64 回情報処理学会全国大会, pp.79-80